

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の一部改正（案）からの修正箇所

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の一部改正（案）について、提出された御意見等を踏まえ、次のとおり所要の修正を行った。

修正後	原案
<p>II 量定の考え方</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 税理士法人の量定</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 法第48条の10《成立の届出等》、第48条の13《定款の変更》、<u>第48条の18《解散》</u>又は第48条の19《合併》に規定する届出をしなかったとき。</p>	<p>II 量定の考え方</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 税理士法人の量定</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 法第48条の10《成立の届出等》、第48条の13《定款の変更》又は第48条の19《合併》に規定する届出をしなかったとき。</p>